

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	(11・30掲示) 1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）	(治山林道課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）	( " ) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	( " ) 2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（4件）	( " ) 5
○漁船損害等補償法による同意成立（2件）	(漁業管理課) 7
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	7
○道路の区域変更	(道 路 課) 7
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
落札公告	
○落札者等の公告	(公営企業局 県立病院課) 7

規 則

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。  
平成30年11月30日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成30年高知県条例第60号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成30年12月1日とする。

告 示

高知県告示第945号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町床鍋字虎杖谷1241の3
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第946号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町床鍋字大谷山1331の3、字呉地谷1347の2、1347の9から12まで、字岩倉1370、字城居山1379の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供す

る。）

高知県告示第947号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町志和字牛ヶ谷1119の17
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第948号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和52年10月農林省告示第1057号
  - 2 変更に係る指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第949号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和53年10月農林水産省告示第362号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第950号**

平成30年3月高知県告示第325号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所

土佐郡本川村長澤28番地

イ 氏名

川村 猪三郎

- (2)ア 登記簿記載の住所

高知市北秦泉寺652番地

イ 氏名

伊東 クラ

- (3)ア 登記簿記載の住所

愛媛県新居郡大保木村大字西之川山丙6番地

イ 氏名

伊東 シゲヨ

- (4)ア 登記簿記載の住所

高知市神田765番地 中ノ内マンション306号

イ 氏名

近藤 拓生

- (5)ア 登記簿記載の住所

土佐郡本川村寺川16番地

イ 氏名

川村 芳英

- (6)ア 登記簿記載の住所

高知市愛宕山5番地10

イ 氏名

伊東 常松

- (7)ア 登記簿記載の住所

東京都中央区日本橋室町一丁目10番地

イ 氏名

株式会社不二ビルディング

- (8)ア 登記簿記載の住所

幡多郡東上山村田野々

イ 氏名

佐々木 亀吾

- (9)ア 登記簿記載の住所

高知市高須1346番地85

イ 氏名

今城 朗

- (10)ア 登記簿記載の住所

高知市朝倉戊995番地13

イ 氏名

山本 紀子

- (11)ア 登記簿記載の住所

大阪府高槻市永室町二丁目9番5号

イ 氏名

吉村 鉄子

- (12)ア 登記簿記載の住所

高知市上本宮町138番地9 ハイッ鏡川1F東

イ 氏名

山本 勝

- (13)ア 登記簿記載の住所

幡多郡津大村下家地33番地

イ 氏名

松岡 来次郎

- (14)ア 登記簿記載の住所

東京都江東区東雲一丁目9番22-1025号

イ 氏名

倉橋 毅

- (15)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村越知面東分1042番地

イ 氏名

竹倉 喜久馬

- (16)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町越知面東分1042番地

イ 氏名

竹倉 喜久馬

- (17)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村越知面東分1432番地

イ 氏名

竹倉 茂

- (18)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町越知面東分1432番地

イ 氏名

竹倉 茂

- (19)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村越知面東分1415番地

イ 氏名

森野 勇

- (20)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町越知面東分1415番地

イ 氏名

森野 勇

- (21)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町上本村900番地

イ 氏名

川上 義範

- (22)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町越知面東分136番地

イ 氏名

二神 浜治

- (23)ア 登記簿記載の住所

神戸市垂水区高丸七丁目8番21-610号

イ 氏名

片山 宏

- (24)ア 登記簿記載の住所

愛媛県八幡浜市松柏乙1004番地2

イ 氏名

片山 宏

- (25)ア 登記簿記載の住所

高知市一宮しなね一丁目7番10号 スマイルタウンB棟

イ 氏名

倉本 秋

- (26)ア 登記簿記載の住所

幡多郡昭和村津賀148番地

イ 氏名

平野 松市

- (27)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村津賀148番地

イ 氏名

平野 松市

(28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡四万十町昭和537番地 3 イ 氏名 松江 豊子	室戸市室津952番地 3 イ 氏名 田村 一男	イ 氏名 松本 二三
(29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村十川224番地 1 イ 氏名 下元 善三	(40)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地 イ 氏名 岡崎 左門	(51)ア 登記簿記載の住所 東京都武蔵野市吉祥寺北町四丁目11番地14号 イ 氏名 久保 幸平
(30)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1518番地イ イ 氏名 吉松 三四郎	(41)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町672番地 1 イ 氏名 久保田 隆彦	(52)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2644番地 イ 氏名 改田 佳雄
(31)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲212番地19 イ 氏名 武政 富喜	(42)ア 登記簿記載の住所 横浜市緑区青葉台一丁目 5 番地 4 イ 氏名 前田 東洋彦	(53)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地 イ 氏名 上松 義喜
(32)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 愛次郎	(43)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地 イ 氏名 山田 敏夫	(54)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3140番地 6 号 イ 氏名 公文 憲夫
(33)ア 登記簿記載の住所 高知市新本町一丁目 4 番24号 イ 氏名 植松 忠光	(44)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙878番地 1 イ 氏名 坂本 造	(55)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津972番地 イ 氏名 田渊 儀忠
(34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1536 イ 氏名 久保 忠保	(45)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町626番地 イ 氏名 小野 正章	(56)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地 4 イ 氏名 山脇 増恵
(35)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地 イ 氏名 山本 房市	(46)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1143番地 イ 氏名 一円 積穂	(57)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地 イ 氏名 山本 要
(36)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地 イ 氏名 中山 精二	(47)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜78番地 1 イ 氏名 坂本 正道	(58)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地 イ 氏名 窪田 覚二
(37)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津891番地 イ 氏名 松村 三四郎	(48)ア 登記簿記載の住所 高知市梅ノ辻150番地 イ 氏名 百々 照一	(59)ア 登記簿記載の住所 東京都目黒区中根町168番地 2 イ 氏名 谷口 美穂
(38)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1509番地 イ 氏名 久保 壮一	(49)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1280番地 イ 氏名 中屋 幸十郎	(60)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地 イ 氏名 中山 春光
(39)ア 登記簿記載の住所	(50)ア 登記簿記載の住所 神奈川県三浦市三崎町六合3654番地	(61)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津888番地 イ 氏名

(62)ア 久保 善吉 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地 イ 氏名 西村 忠三	(73)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区本町六丁目1番地 イ 氏名 浜口 松寿	千葉県千葉市緑区中西町175番地3 イ 氏名 山本 勇
(63)ア 登記簿記載の住所 安芸市西浜1284番地 イ 氏名 坂本 学	(74)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町633番地 イ 氏名 多田 英男	(85)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村川口171番地 イ 氏名 桑原 勝市
(64)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津896番地 イ 氏名 久保 量	(75)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津491番地 イ 氏名 米沢 菊衛	(86)ア 登記簿記載の住所 大阪市東住吉区长吉六反町332番地 イ 氏名 宗海 義光
(65)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1286番地 イ 氏名 中屋 正幹	(76)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山90番地1 イ 氏名 竹村 啓介	(87)ア 登記簿記載の住所 幡多郡江川崎村半家236番地 イ 氏名 田辺 武男
(66)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津389番地 イ 氏名 米沢 松之助	(77)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地3 イ 氏名 中野 金夫	(88)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 西岡 源太郎
(67)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地 イ 氏名 山田 八五郎	(78)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1016番地 イ 氏名 久保田 淳一	(89)ア 登記簿記載の住所 中村市大用512番地1 イ 氏名 佐竹 知
(68)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地3号 イ 氏名 田村 一男	(79)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目8番地21号 イ 氏名 松村 建夫	(90)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村住次郎 イ 氏名 森本 百太郎
(69)ア 登記簿記載の住所 高知市新本町一丁目52番地 イ 氏名 植松 忠光	(80)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1694番地3 イ 氏名 前田 陽三	(91)ア 登記簿記載の住所 大阪市東住吉区湯里町四丁目180番地 イ 氏名 沢田 一則
(70)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市杭瀬寺島52番地 イ 氏名 篠原 政男	(81)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津808番地1 イ 氏名 谷口 新耕	(92)ア 登記簿記載の住所 中村市具同1159番地 イ 氏名 伊勢脇 勲
(71)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地2 イ 氏名 町田 矩一	(82)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地 イ 氏名 稲垣 徳重	(93)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面東分136番地 イ 氏名 二神 浜治
(72)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地 イ 氏名 上松 正彦	(83)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地 イ 氏名 岡崎 左門	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
	(84)ア 登記簿記載の住所	

<p>昭和46年3月農林省告示第555号  (2) 変更後の指定施業要件  立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・  期間及び樹種について  <b>高知県告示第951号</b>  平成30年1月農林水産省告示第222号で告示した指定施業要件  の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森  林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指  定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとと  もに、次のとおりその要旨を告示する。  平成30年12月11日  高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所  吾川郡吾川村宗津233番地  イ 氏名  大石 進</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所  高知市愛宕町三丁目16番28号  イ 氏名  竹内 忠三</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所  吾川郡吾川村久喜896番地  イ 氏名  角原 保</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所  吾川郡名野川村竹屋敷 6 番屋敷  イ 氏名  大倉 遊仙</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷82番屋敷  イ 氏名  下本 善弥</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷83番屋敷  イ 氏名  池本 安太郎</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷84番屋敷  イ 氏名  池本 万次良</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷85番屋敷  イ 氏名  谷村 徳馬</p>	<p>(9)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷89番屋敷  イ 氏名  黒川 達次</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷91番屋敷  イ 氏名  西川 伴三郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷92番屋敷  イ 氏名  谷本 岩次</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷94番屋敷  イ 氏名  西森 浅次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷95番屋敷  イ 氏名  黒川 常次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷96番屋敷  イ 氏名  黒川 文弥</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷90番屋敷  イ 氏名  山中 万次</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷205番地  イ 氏名  山中 吉次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷40番屋敷  イ 氏名  黒川 清己</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷92番屋敷  イ 氏名  谷本 亀吾</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷92番屋敷  イ 氏名  谷本 清己</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>吾川郡池川町竹ノ谷106番地  イ 氏名  山中 嘉太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷93番屋敷  イ 氏名  谷本 兼次</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷82番屋敷  イ 氏名  北川 免弥太</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町竹ノ谷82番屋敷  イ 氏名  北川 茂光</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町土居甲1073番地  イ 氏名  片岡 勝重</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所  千葉県柏市十余二86番地62  イ 氏名  片岡 孝</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所  吾川郡池川町土居甲1073番地 2  イ 氏名  片岡 勝弘</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所  埼玉県上尾市小敷谷77番地 1 西上尾第二団地 3 - 8  - 212  イ 氏名  山本 一壽</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所  高岡郡日下村下分106番地  イ 氏名  柏井 梅壽</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所  高岡郡越知町越知丁3304番地  イ 氏名  岡 福美</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所  高岡郡越知町越知丁2763番地  イ 氏名  藤原 亀治</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	---

<p>高岡郡仁淀村高瀬315番地</p> <p>イ 氏名 西森 冬</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市小栗町418番地 4</p> <p>イ 氏名 片岡 福之</p> <p>(33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村久喜3734番地</p> <p>イ 氏名 久原 千恵子</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横畠南2011番地</p> <p>イ 氏名 井上 於時</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成2年10月農林水産省告示第1392号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第952号</b> 平成30年4月農林水産省告示第936号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野1483番地22</p> <p>イ 氏名 佐井 美津江</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡長岡村小籠70番屋敷</p> <p>イ 氏名 池知 義一</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村北川2294番地</p> <p>イ 氏名 西森 正幸</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>愛媛県東宇和郡城川町大字川津南3番耕地198番地 2</p> <p>イ 氏名 吉門 榮</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡禰原村中平651番地</p> <p>イ 氏名 久岡 義国</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町米奥215番地</p> <p>イ 氏名 龍田 森恵</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡松葉川村中津川35番屋敷</p> <p>イ 氏名 高尾 重太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和63年9月農林水産省告示第1415号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第953号</b> 平成30年5月農林水産省告示第1159号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市末広町二丁目34番地</p> <p>イ 氏名 株式会社愛媛相互銀行</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市若王寺字久保22番地</p> <p>イ 氏名 野村 慶範</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡八束村山路170番地</p> <p>イ 氏名 細木 幸子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>四万十市中村山手通28番地 1</p> <p>イ 氏名 岡田 正人</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 中村市国見1667番地</p> <p>イ 氏名 金沢 美佐尾</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成元年1月農林水産省告示第94号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第954号</b> 平成30年6月農林水産省告示第1277号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市葛島四丁目4番3号</p> <p>イ 氏名 石田 安弘</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村南川1245番地</p> <p>イ 氏名 石田 芳子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村東石原1432番ロ号地</p> <p>イ 氏名 西川 秀吉</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市役知町3番12号</p> <p>イ 氏名 小松 弘典</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村瓜生野</p> <p>イ 氏名 川口 忠</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所</p>
---	--	---

長岡郡本山町本山29番屋敷  
イ 氏名  
柿本 悌吉

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年1月農林水産省告示第95号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第955号**  
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
平成30年12月11日  
高知県知事 尾崎 正直

伊尾木・川北加入区  
**高知県告示第956号**  
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
平成30年12月11日  
高知県知事 尾崎 正直

竜ヶ迫加入区  
**高知県告示第957号**  
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成26年12月高知県告示第662号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年12月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成30年12月11日  
高知県知事 尾崎 正直

竜ヶ迫加入区  
**高知県告示第958号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成30年12月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年12月11日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 西谷田野  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村長山787番1地先から 安芸郡北川村長山788番まで	前	6.6 }	47
	後	23.5	
安芸郡北川村長山787番1から 安芸郡北川村長山792番1まで	後	14.2 }	47
		37.1	

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成30年12月11日  
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年10月26日 30高東土第1810号	長岡郡本山町本山字 帰全山2133番1 (うち第1工区及び 第3工区に係るもの)	長岡郡本山町本山 504 本山町長 細川 博司

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成30年12月11日  
高知県公営企業局長 北村 強

1 落札に係る購入物品の名称及び数量

全身用X線CT診断装置 一式  
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号  
3 落札者を決定した日  
平成30年10月4日  
4 落札者の氏名及び住所  
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号  
5 落札金額  
110,106,000円  
6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
7 政令第6条の公告をした日  
平成30年8月21日